

松本市ふるさと起業家応援事業 起業家育成・支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 本業務の概要及び目的

本事業は、過疎化・高齢化が著しい安曇・奈川地区において、地域課題の解決に資する起業又は新規事業を創出する人材を育成・支援することにより、地域経済の活性化及び雇用の創出を図り、将来的な定住人口の増加につなげることを目的とする。

令和7年度からは、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用した補助制度を実施し、安曇・奈川地区において地域課題の解決に資する起業又は新規事業を対象に資金支援を行ってきた。令和8年度からは、同地区における継続的な起業家輩出を目的として、起業初期段階に焦点を当てた起業家育成・支援事業を実施する。

本業務は、起業に係る講座の実施、個別伴走支援を一体的に行うものであり、受託者の有する専門的知見やノウハウを活用することが不可欠である。このため、本業務は公募型プロポーザル方式により受託者を選定することとする。

2 業務概要

(1) 業務名

松本市ふるさと起業家応援事業 起業家育成・支援業務

(2) 業務内容

別紙「松本市ふるさと起業家応援事業 起業家育成・支援業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 提案上限額

4,180,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 松本市安曇・奈川地区の現状と課題

- (1) 人口減少及び高齢化が進行しており、地域経済の縮小が懸念されていること。
- (2) 地域課題は存在するものの、それを事業として実装する人材が不足していること。
- (3) 起業希望者に対する体系的な育成プログラムがなく、アイデア段階から事業化までを一貫して支援する仕組みが不足していること。

5 提案に当たっての共通事項

- (1) 安曇・奈川地区に限定した事業であることを踏まえ、地域特性及び地域課題に即した具体的な提案とすること。
- (2) 地域課題を事業へ転換する実践的な育成プログラムとし、参加者が事業アイデアを言語化し、事業計画の基礎資料を作成できる到達点を明確に示すこと。
- (3) 起業講座、個別伴走支援が有機的に連動する構成とすること。
- (4) 起業初期段階（起業又は新規事業の立ち上げ期）に焦点を当てた内容とすること。

- (5) 松本市、長野県及び関係団体等が実施する他の起業支援施策との連携及び役割分担について具体的に示すこと。
- (6) 参加者数、事業化に向けた取組状況等について、可能な範囲で目標設定を行うとともに、事業終了後の展開についても提案すること。

6 提案を求める内容

(1) 起業に係る講座、セミナー等の実施

- ア 地域に存在する課題を整理し、事業アイデアへ転換するための具体的かつ実践的な講座内容を提案すること。
- イ 講座終了時点で、参加者が事業アイデアを言語化し、事業計画の骨子を作成できる構成とすること。
- ウ 各回の講座内容について、具体的に提案すること。
- エ 開催回数は、3カ月程度の期間内で6回程度を基本とする。

(2) 事業アイデアの事業化に向けた個別伴走支援及びコミュニティ形成

- ア 講座参加者に対し、事業化に向けた個別伴走支援を期間中に月1～2回程度実施すること。
- イ 伴走支援の内容、方法及び実施体制について具体的に提案すること。
- ウ 参加者同士が継続的につながり、相互に学び合えるコミュニティ形成の仕組みを提案すること。

(3) その他

- ア 業務のスケジュール及び執行体制等について、打ち合わせの回数や内容等も含めて具体的に提案すること。
- イ 過去の類似業務の実績及び執行体制を示すこと。
- ウ 本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

7 参加資格要件

参加者は、本実施要領の公開日から契約候補者決定までの間、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する会社であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市財務規則(昭和3年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成29年3月31日訓令甲第10号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。

(7) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(8) 社会保険等に加入していること。

※複数者が協力して参加する場合、構成員についても上記(2)~(8)を満たす必要がある。

また、松本市が契約する場合の相手方は代表者とし、他の構成員は協力事業者となる。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 実施要領等の公開	令和8年4月14日(木)
イ 質問書の提出期限	令和8年4月20日(月) 正午まで(必着)
ウ 質問書に対する回答	令和8年4月23日(木) ※ ¹
エ 参加表明書等の提出期限	令和8年4月28日(火) 正午まで(必着)
オ 参加資格確認結果等の通知	令和8年5月1日(金) ※ ²
カ 企画提案書等の提出期限	令和8年5月19日(火) 正午まで(必着)
キ 書類審査(予備審査)	令和8年5月26日(火) ※ ¹
ク プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年6月2日(火) ※ ¹

(2) 参加表明書の提出

次の提出書類の該当分のすべてを提出期限までに松本市役所アルプスリゾート整備本部へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、共同提案を予定している場合、協力事業者の書類提出は求めないが、その参加資格については提案の代表者が保証すること。その場合であっても、業務の主たる部分を再委託することは認めない。

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社経歴書(様式2)
- ウ 誓約書(様式3)
- エ 業務実績書(様式4)及び添付書類(様式任意) ※実績がある場合のみ
- オ 業務協力予定書(様式5) ※共同提案を予定している場合のみ
- カ 登記事項証明書 ※提出日から3カ月以内、コピー可
- キ 法人税と消費税及地方消費税の納税証明書【その3の3】 ※提出日から3カ月以内、コピー可
- ク 市町村税納税証明書 ※提出日から3カ月以内、コピー可
- ケ 財務諸表 ※提出日から直近のもの
- コ 各様式に押印する印鑑の印鑑証明書 ※提出日から3カ月以内、コピー可
- サ 社会保険等加入を証する書類 ※コピー可

(3) 企画提案書等の提出

次の提出書類を提出期限までに松本市役所アルプスリゾート整備本部へ持参又は郵送により、各6部及びPDF形式の電子媒体(メール添付可)を提出すること。

ア 企画提案書(様式任意。表紙・目次、自由提案以外のページ数は、30ページ以内とする。)

(ア) A4版横とし、必要に応じて図等により文章を補完すること。

(イ) A3版のみ挿入を認めるが、体裁は折りたたんでA4サイズとすること。

(ウ) 表紙・目次を除き、通し番号を付すこと。

イ 提案書類提出書（様式6）

ウ 本業務に関する提案見積書（様式7）及び内訳書（様式任意）

(4) 提案見積書及び内訳書に関する留意事項

ア 提案見積金額は、提案書に記載された内容の履行に必要となる本提案募集の範囲に係るすべての経費（消費税及び地方消費税含む。）を含めること。

イ 併せて、令和9年度以後も同じ目的で事業を継続した場合の3年度分（令和8～10年度分）の当該事業に係る総費用を示すこと。その際、次の点に留意すること。

(ア) 各年度別で分けて示すこと。

(イ) 金額に増減がある場合、理由を付すこと。

ウ 提案見積書及び内訳書は定型封筒（長形3号）に封緘し、「アルプスリゾート整備本部次長」宛てとすること。また、表面に「公募型プロポーザル提案見積書在中」と朱書きの上、提案参加者名（共同提案にあっては代表者）を明記すること。

(5) その他の留意事項

ア 提出のあった書類は返却しない。

イ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出（差替え等を含む。）は認めない。

ウ 参加表明後、提案を辞退する際には参加辞退届（様式8）を提出すること。

(6) 質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式9）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和8年4月20日（月） 正午まで（必着）

イ 質問への回答

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問及び回答の内容を市のホームページで公表する。なお、回答の内容は、この実施要領及び添付書類等の追加又は修正とみなす。

ウ 送付先電子メールアドレス

alpsresort@city.matsumoto.lg.jp

※メールの件名は「（会社名）松本市ふるさと起業家応援事業 起業家育成・支援業務プロポーザル質問書」とすること。

エ 質問への回答日

令和8年4月23日（木） ※予定

9 選定方法

「松本市ふるさと起業家応援事業 起業家育成・支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査において、次の評価項目に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

(1) 評価項目及び内容

ア 技術評価（90点満点）

イ 価格評価（10点満点）

評価項目		評価内容	配点	
技術評価	1	経験・実績等 (10点)	令和3年4月以降に、同種又は類似の業務実績(現在実施中のものを含む。)があり、円滑な業務運営が見込まれるか	10
	2	起業講座・セミナー 企画内容 (30点)	課題整理から社会的価値の設定、事業構造及び収益性までを体系的に学べる講座内容となっているか	10
			講座を通じて事業アイデアを言語化し、事業計画骨子等の成果物を作成した上で、次段階の伴走支援へ円滑に接続できる構成となっているか	15
			対象者の特性を踏まえ、講座等の参加者を確保するための現実的かつ効果的な工夫が示されているか	5
	3	伴走支援の内容 (25点)	事業アイデアを事業化へ導くため、内容・頻度・方法が具体的に設計された伴走支援となっているか	15
			専門家等と連携し、収支計画の精緻化やリスク整理を含め、実行可能性を高める支援体制が構築されているか	10
	4	コミュニティ形成及び連携の強化 (10点)	参加者同士が継続的につながり、事業終了後も挑戦が続く関係性を生む仕組みが具体的に提案されているか	10
5	業務遂行能力 (5点)	本業務を確実かつ効果的に遂行できる体制、スケジュールが示されているか。	5	
6	その他 (10点)	本業務の目的達成に資する独自提案があり、その内容が特に有効かつ実施可能と認められるか	10	
技術評価 合計			90	
価格評価	(最低提案見積額/当該提案見積額) × 10点		10	
	価格評価 合計		10	

(1) 参加資格の確認及び予備審査

- ア 参加資格については、「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- イ 予備審査は、参加表明者が6者以上となった場合に実施する。なお、予備審査は、提出書類の形式審査(求めている内容が記載されているかどうか)とする。
- ウ 参加資格の確認結果及び予備審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

- ア 企画提案者(参加資格を有し、予備審査がある場合はこれを通過した者)に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。
- イ 出席者は、本業務を実施する場合の総括責任者を含む最大4名までとする。
- ウ プレゼンテーション及びヒアリング時間は、1企画提案者あたり約20分(提案説明10分、質疑応答10分程度)を基本とし、個別に行う。
- エ 評価は、提出書類及びプレゼンテーション、質疑応答への回答に基づき行う。

オ 最低評価基準点は審査委員全員の技術評価の合計点の6割とする。

カ 提案者が1者の場合は、審査委員全員の技術評価の合計点が6割以上であった場合に契約候補者として選定する。

キ 採点と同点の場合は、審査委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ク プレゼンテーションは、スクリーンに企画提案書を投影する形で実施する。なお、スクリーン、プロジェクター、操作用PCについては審査委員会事務局において用意する。

ケ プレゼンテーション審査の時間、場所等詳細については、別途、参加者に通知する。

(3) 契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、松本市と契約候補者による協議により決定するため、企画提案書の内容が直ちに実際の業務内容となるものではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないことが判明した場合、契約を締結しない。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、審査委員会において次点とされた者と交渉する可能性がある。

(4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。

10 参加資格の喪失

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 候補者決定までの間に、参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 候補者決定までの間に、提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えた場合
- (5) その他、松本市長が特に参加資格を有することが不相当であると認めた場合

11 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 松本市が本業務の実施に必要なと認めるときは、企画案を松本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、松本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、松本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

- (3) 必要に応じて、提出された書類に関するヒアリングを行うことがある。
- (4) 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するが、本件の選定の公表等に必要な場合には、松本市は、その著作権を無償で使用できることとする。
- (6) 全ての提案者が失格となった場合には、提案の再募集を行う場合がある。
- (7) 審査結果について、質問の受け付けは行わず、異議の申し立ては認めない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）に基づき対応する。

1.3 問合せ先

担 当 松本市役所総合戦略局アルプスリゾート整備本部 小暮

TEL 0263-94-2307

FAX 0263-94-2567

メール alpsresort@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。